

井手町公告第2号

空家等対策の推進に関する特別措置法（昭和26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月7日

井手町長 西 島 寛 道



1 建築物の所在地

綴喜郡井手町大字井手小字里53番地2、53番地3

2 建築物の情報

建築物1

種 類	居宅
構 造	木造瓦葺2階建
床 面 積	(公簿) 59.28㎡ (現況) 58.61㎡

建築物2

種 類	居宅
構 造	木造瓦葺平家建
床 面 積	(公簿) 0.00㎡ (現況) 52.76㎡

建築物3

種 類	物置
構 造	木造瓦葺平家建
床 面 積	(公簿) 0.00㎡ (現況) 27.40㎡

建築物4

種 類	土蔵
構 造	木造瓦葺平家建
床 面 積	(公簿) 0.00㎡ (現況) 27.27㎡

3 所有者等が行うべき措置の内容

建築物について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であり、通行人等に対する危険性が高いことから、建築物を除却するとともに、その建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を搬出し、適正に処理すること。

4 措置の期限

令和8年1月23日

期限までに措置が履行されない場合、町長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「町長等」という。）が当該措置を行う。

5 動産等の取扱い

町長等が当該措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に撤去されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに搬出すること。

6 問い合わせ先

井手町企画財政課

電話：0774－82－6162